

第 150 号	Super Highway	
発行日 2025. 2.26	J R 東労組バス関東本部	J R 東労組ホームページ

【会社提案】

社員一人ひとりの成長する意欲に応える処遇改善の実施

及び育児・介護の両立支援施策の実施について

2月26日、会社より標記の件について提案がありました。

※金額等詳細は、会社提案資料別紙を別途参照

1. 新賃金制度社員の定期昇給額（昇給基礎額及び年齢加算）の見直し

① 昇給基礎額の見直し

昇進基準（規程）改正（2024年10月改正）による、新旧賃金制度の資格級への等級移行（統一化）及び職制の変更に伴い、より社員の昇進意欲に応える必要から、新賃金制度社員の昇給基礎額を以下の通り改定する。

② 昇給基礎額の年齢加算の見直し

少子高齢化や晩婚化等の社会情勢の変化に応じた年齢加算に改めることとし、新賃金制度社員の年齢加算を以下の通り改定する。

2. エルダー社員の基本給改定（地域区分の見直し）

2024年10月に制定されたジェイアールバス関東株式会社エルダー社員就業規則において、2つの地域区分を設定した基本給を定めているところであるが、近年の地域別最低賃金の大幅上昇等の政府主導の賃上げ方策の社会情勢等も鑑み、新たに「地域区分2.」を「千葉県、愛知県に在勤する場合」として新設し、「地域区分1.」（東京都）及び「地域区分2.」（千葉県、愛知県）、ならびに「地域区分3.」（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県）の3つの地域区分に改め、さらに各区分毎に+3,000円～+17,000円の基本給の改定を実施する。

3 初任給を構成する資格級別基礎額の改定

（社員1級のみ、大学・大学院卒総合職採用社員のみ対象）

極度の大学採用「売り手市場」に伴い、さらなる採用の魅力付け、またいびつな年齢構成の解消等を図るため、大学・大学院卒総合職採用初任給の改定を実施する。

JRバス関東で働く仲間を一つに！